

障精発 0 1 2 4 第 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」
等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 45 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について」（平成 7 年 9 月 28 日健医精発第 59 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正

別紙3のとおり改正する。

4 「応急入院指定病院の指定等について」（平成12年3月30日障精発第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正
別紙4のとおり改正する。

5 「特定病院の認定等について」（平成18年9月29日障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正
別紙5のとおり改正する。

(別添1)

○ 精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行																												
<p style="text-align: right;">健医精発第45号 平成7年9月12日 一部改正 障精発0303第1号 平成23年3月3日 一部改正 障発0329第12号 平成25年3月29日 一部改正 障精発0124第2号 平成26年1月24日</p>	<p style="text-align: right;">健医精発第45号 平成7年9月12日 一部改正 障精発0303第1号 平成23年3月3日 一部改正 障発0329第12号 平成25年3月29日</p>																												
<p>各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿</p>	<p>各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿</p>																												
<p style="text-align: center;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>																												
<p>精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について</p> <p>(略)</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について</p> <p>(略)</p>																												
<p>(別添) 記入例1</p>	<p>(別添) 記入例1</p>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 35%;">○山 ○男</td> <td style="width: 50%;">明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	氏名	○山 ○男	明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)	(略)			⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。			(略)			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 35%;">○山 ○男</td> <td style="width: 20%;">明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(男)・女</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>	氏名	○山 ○男	明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)	(男)・女	(略)				⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。				(略)			
氏名	○山 ○男	明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)																											
(略)																													
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。																													
(略)																													
氏名	○山 ○男	明治・大正(昭利)・平成 44年1月11日生(41歳)	(男)・女																										
(略)																													
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。																													
(略)																													

記入例 2

氏名	○川 ○子	明治・大正 (昭利)・平成 28年 3月 11日生 (57歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 訪問看護を週3回利用している。生活保護受給中。		
(略)		

記入例 3

氏名	○田 ○夫	明治・大正 (昭利)・平成 36年 5月 7日生 (49歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。		
(略)		

記入例 4

氏名	○島 ○郎	明治・大正 (昭利)・平成 56年 6月 28日生 (28歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 復職に向けて発達障害者支援センターに週1～2回個別相談をしている。		
(略)		

記入例 2

氏名	○川 ○子	明治・大正 (昭利)・平成 28年 3月 11日生 (57歳)	男 (女)
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 訪問看護を週3回利用している。生活保護受給中。			
(略)			

記入例 3

氏名	○田 ○夫	明治・大正 (昭利)・平成 36年 5月 7日生 (49歳)	男 (女)
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。			
(略)			

記入例 4

氏名	○島 ○郎	明治・大正 (昭利)・平成 56年 6月 28日生 (28歳)	男 (女)
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 復職に向けて発達障害者支援センターに週1～2回個別相談をしている。			
(略)			

(別添2)

○ 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について（平成7年9月28日健医精発第59号厚生省保健医療局精神保健課長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日 <u>一部改正 障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日</p>
<p>各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿</p>	<p>各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿</p>
<p style="text-align: right;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>	<p style="text-align: right;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>
<p>年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について</p>	<p>年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添の表のとおりである。</p> <p>3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添の表のとおりである。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添1の表のとおりである。</p> <p>3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添1の表のとおりである。</p> <p>なお、障害基礎年金については、年金支払通知書又は年金振込通知書</p>

4 (略)

別添

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の
障害等級の認定方法一覧

年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していること の確認	照会先
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金並びに船員保険法の旧法の障害年金	(略)	・障害の種別は、 <u>年金証書等では確認できないので照会により確認。</u>	(略)	(略)	(略)
(略)					

別添2 削除

に記載されている支払金額により障害等級を特定することができることから、別添2を参照して年金の障害等級の確認をする。

4 (略)

別添1

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の
障害等級の認定方法一覧

年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していること の確認	照会先
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金	(略)	<u>年金裁定通知書</u> ・ <u>診断書の種類の欄に7と記載されていれば、精神障害である。</u> ・ <u>ただし、1と記載されているものは、精神障害に限定されない</u> <u>ので、照会により確認する。</u>	(略)	(略)	(略)
(略)					

別添2 削除

(別添3)

○ 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日 障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日 一部改正 障精発0124第2号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第21条第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第21条第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第22条の4第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第22条の4第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>

<p>(略)</p> <p>ウ 法第21条第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の8後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第3項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）又は別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。また、別添様式13の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。 <u>なお、別添様式13に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。</u> 法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式15（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の7第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式16（応急入院届）又は別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の7第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 法第22条の4第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の5後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第2項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）、別添様式14（医療保護入院者（第33条第2項）の入院届）又は別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）若しくは別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）又は別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式17（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の4第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式18（応急入院届）又は別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の4第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>
---	--

<p>録は、別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式18（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式19（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式20（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第20条</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式21（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) <u>未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者</p>	<p>録は、別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式20（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式21（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式22（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第22条の3</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式23（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) 任意入院に際しての<u>保護者の同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第22条の3第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者</p>
--	---

<p>福祉に関する法律第20条の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>福祉に関する法律第22条の3の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>	<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>
<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院(継続)同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>	<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院(継続)同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>
<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので(午前・午後 時)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されま</p>	<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので(午前・午後 時)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、そ</p>

せんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 (略)

様式6 (略)

れら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年 月 日生
		続柄	月 日	昭・平	
住所	(男・女)	都道	郡市	町村	年 月 日生
		府県	区	区	
		都道	郡市	町村	
		府県	区	区	
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他()					

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 (略)

様式6 (略)

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第3項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第2項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)
(略)

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)					
保 護 者	フリガナ		続柄		
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
	フリガナ		続柄		
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
(略)					

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日
		入院形態		

(略)							
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
	住所	都道府県	郡市区	町村区			
		都道府県	郡市区	町村区			
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長							

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～7 (略)
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- (略)

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日
		入院形態		

(略)							
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
	住所	都道府県	郡市区	町村区			
		都道府県	郡市区	町村区			
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()							

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3～7 (略)
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- (略)

様式14

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	都市区	町村区			
	都道府県	都市区	町村区			
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長						

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式14 削除

様式15

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	都市区	町村区			
	都道府県	都市区	町村区			
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()						

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式16 削除

様式15 医療保護入院者の退院届

(略)

(略)

載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式16 応急入院届

(略)

応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
---	--

(略)

様式17 特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録

様式17 医療保護入院者の退院届

(略)

保 護 者	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏名		(男・女)				
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区			
	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏名		(男・女)				
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区			

(略)

記載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

4 (略)

様式18 応急入院届

(略)

応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
--	--

(略)

様式19 特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

(略)	
応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式18

措置入院者の定期病状報告

(略)	
応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式20

措置入院者の定期病状報告

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)	
(略)	

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果を記載すること 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)を記載すること	

(略)							
氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年	月	日生
	(男・女)	続柄	月日	昭・平	年	月	日生
住所	都道	郡市	町村				
	府県	区	区				
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者 4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5その他()							

(略)

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、

第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。
)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 (略)

様式19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)

選任された退院後生活環境相談員

(略)

「第33条第1項・第4項」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

12 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

13 (略)

様式21

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針を記載すること(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
 について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9・10 (略)
- 11 (略)

(略)					
氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年 月 日生
	(男・女)	続柄	月 日	昭・平	年 月 日生
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他()					

(略)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）
- 3～6 (略)
- 7・8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容とその結果 (過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- ～6 (略)
- 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- ～11 (略)

様式21

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第22条) ii 警察官通報(第23条) iii 検察官通報(第24条) iv 保護観察所長通報(第25条) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

様式22

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第22条の3による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- ～6 (略)
- ～10 (略)

様式23

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第23条) ii 警察官通報(第24条) iii 検察官通報(第25条) iv 保護観察所長通報(第25条の2) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

(別添4)

○ 応急入院指定病院の指定等について（平成12年3月30日 障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 一部改正 <u>障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>
<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の7第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の7第1項</u>の規定に基づき</p>	<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の4第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の4第1項</u>の規定に基づき</p>

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第21条第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の7第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第22条の4第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の4第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

(様式1)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。

(略)

(様式4)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。

(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第6項の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。

(略)

(様式1)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。

(略)

(様式4)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。

(略)

(様式5)

応急入院指定病院指定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第6項の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。

(略)

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

(略)

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

(略)

(別添5)

○ 特定病院の認定等について（平成18年9月29日 障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日 一部改正 障精発0124第2号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第21条第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>	<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>

は、法第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

（略）

イ～エ （略）

（2） （略）

2・3 （略）

（様式1）

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

（略）

（様式2） （略）

（様式3）

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

（略）

（様式4）

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を行っ

は、法第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

（略）

イ～エ （略）

（2） （略）

2・3 （略）

（様式1）

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

（略）

（様式2） （略）

（様式3）

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

（略）

（様式4）

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を

たので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)

行ったので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)